大阪市立総合医療センター競争的研究費等不正使用防止計画

令和5年12月1日制定

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター(以下「センター」という。)は、「大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する要綱」(以下「取扱要綱」という。)第4条に規定する不正使用防止計画(以下「不正防止計画」という。)を以下のとおり策定し、不正防止計画に基づき適正な運営及び管理を行うものとする。

1. 運営管理責任体制

- (1) 最高管理責任者:病院長
 - センターにおける競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者:副院長(臨床研究センター担当) 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- (3) コンプライアンス推進責任者:臨床研究センター長 各部署における競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限 を持つ。

2. 不正防止計画

(1) 責任体制の明確化

区分	不正発生要因	不正防止計画
責任の明確	・時間が経過することによ	・各責任者の異動にあって
化・周知	り、各責任者の責任意識が低	は、引継等を明確に行い、責
	下する	任意識の低下を防止する
	・競争的研究費等の運営・管	・責任者とその範囲・権限に
	理に関する責任体制と権限が	ついて、ホームページ等でセ
	明確でない	ンター内外に公表し周知する

(2) 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

区分	不正発生要因	不正防止計画
ルールの明確	・競争的研究費等の事務処理	・ルールの明確化、統一化を
化・統一化	手続きが曖昧で統一されてい	図った上、使用ルールを盛り
	ないことにより、誤った運用	込んだハンドブックを作成し
	や解釈による不適切な使用に	周知することにより、適正運
	繋がるおそれがある	用の徹底を図る
		・ルールに関する相談窓口を

		設置し、周知する
コンプライア	コンプライアンスに対する	・競争的研究費等に関わる全
ンス教育・啓	意識が希薄である	ての職員に行動規範を示し、
発活動の実施	・研究費の適正な執行に対す	遵守を求める
	る責任感や倫理感が欠如して	・研修を行い、参加を義務付
	いる	ける
		・研究者等から不正を行わな
		い旨の誓約書を提出させる
		・不正を行った場合は、大阪
		市民病院機構就業規則等に基
		づき厳しい処分を行う
告発窓口の整	・通報窓口が分かりにくい又	通報窓口について、ホーム
備と明確化	は通報を躊躇することによ	ページを通じてセンター内外
	り、不正使用リスクが増すお	に公表し、周知する
	それがある	・ハンドブックを活用し、通
		報窓口の設置について周知す
		る

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

区分	不正発生要因	不正防止計画
不正使用発生	・不正防止計画を策定・実施	・不正を発生させる要因の把
要因の把握と	したにも関わらず、形骸化	握に努め、その再発防止策を
不正防止計画	し、不正を発生させる要因と	検討し、不正防止計画を継続
の策定・実施	その再発防止策の検討が十分	して見直し、実行する
	になされていない	・不正使用に繋がる事案につ
		いて、不正使用防止計画推進
		部署で検証し、その発生防止
		策を検討の上、不正防止計画
		に加える

(4) 競争的研究費等の適正な運営及び管理活動

区分	不正発生要因	不正防止計画
予算関係	予算執行状況が適切に把握	・研究計画に基づき、定期的
	されていないため、年度末に	に予算執行状況の確認を行う
	予算執行が集中する等の事態	とともに、必要に応じ改善を
	が発生する	求める
	・発注段階で支出財源が特定	・執行状況を的確に把握する
	されていない	ため、発注段階で支出財源を

	・予算の使い切り意識を持っ	性ウナストミュンプラノマン
		特定するようコンプライアン
	ている	ス教育等で周知徹底する
	・研究活動と直接関係のない	・競争的研究費等の繰越制度
	と思われる物品を購入してい	等について周知する
	る	・臨床研究センターと経理事
		務担当(総務部財務課)が連
		携し、執行管理を行う
		・経理事務担当による納品確
		認の際に、疑義が生じた物品
		については、研究者に購入目
		的の確認を行う
物品購入関係	・検収体制の形骸化による架	・ハンドブックの配布及び研
	空発注や架空納品等の不正が	究者に直接指導を行い、検収
	おこる恐れがある	体制を周知徹底する
	・データの保守、データの構	・競争的研究費等を使用し発
	築など、特殊や役務に関する	注する全ての物品購入につい
	検収が不十分である	て、使用ルールに基づき、納
		品事実の確認を行う
旅費関係	・旅費請求手続きの形骸化や	・出張願、報告書、関係資料
	出張の事実確認が不十分にな	の提出を義務付け、必要に応
	ることにより、カラ出張、旅	じて事実確認を行う
	行日程の水増し、日程の捏造	
	及び重複請求等の不正が発生	
	する恐れがある	
換金性の高い	・換金性の高い物品の管理が	・備品台帳による管理を行う
物品	不十分であることによる転売	とともに、備品管理シールの
	や私的利用のリスクが高くな	貼付を行う
	る	・内部監査による現物確認を
		定期的に行う
取引業者との	・取引業者が研究者と必要以	・取引業者に誓約書の提出を
関係	上に密接な関係を持つことが	求める。また、必要に応じ
	癒着を生み、不正な取引に発	て、特定の業者との密な取引
	展する恐れがある	がないか注視するため、債務
		確認をするなど、取引状況の
		確認を行う
		・不正な取引に関与した業者
		に対しては、取引停止等の処
		分を行う
L	1	

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

区分	不正発生要因	不正防止計画
相談体制の整	・相談窓口の周知不足、ルー	・相談窓口である臨床研究セ
備	ルの理解不足による研究者の	ンターにおいて、研究者等か
	意識の低さから、不正が起こ	らの相談や質問を受け付け、
	る恐れがある	競争的研究費等の適正な使用
		に関する助言及び指導を行う
不正使用防止	・センターの不正使用防止の	ホームページにおいて、不
への取組に関	方針等がセンター内外に正し	正使用防止に関する要綱及び
する体制の整	く伝わっていない	不正使用に関する通報窓口が
備		大阪市民病院機構内部監査室
		であることを掲載し、公表す
		る

(6) モニタリングの在り方

区分	不正発生要因	不正防止計画
実行性のある	・モニタリング及び監査体制	• 内部監査部門(大阪市民病
モニタリング	が不十分であるため、不正発	院機構内部監察室)と連携
体制の整備・	生リスクが存在する	し、実効性のあるモニタリン
実施		グを実施する

(7) 不正防止計画の改訂

センターにおける競争的研究費等の不正使用防止のため、今後も継続して不正使用を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、配分機関からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしながら、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。